平成２２年（フ）第１７２６２号
東京都八王子市鹿島３－２－507
債務者　青木麻由美
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３２３号
埼玉県川越市藤原町７－８　シャイン・ヒルⅢ403
債務者　内田　直美
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３２７号
東京都板橋区徳丸４丁目19―12―404
債務者　木暮　房子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３４０号
東京都江戸川区北小岩５丁目31―９―103
債務者　阿部　善樹
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３４１号
東京都新宿区上落合２丁目15―14―201
債務者　池上　昭子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３４５号
埼玉県草加市新里町628―６　今野方
債務者　小野田雅之
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３４６号
東京都北区堀船３丁目18―12―201
債務者　長岡　延欣
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３４７号
東京都狛江市東野川１丁目31―３―306
債務者　田口　裕仁
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３４８号
千葉県八街市朝日319―29
債務者　小出美都雄
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３４９号
東京都羽村市小作台２丁目18―３―102
債務者　荒井　憲一
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３５０号
東京都墨田区東墨田２丁目７－１－404
債務者　大林永里子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３５２号
東京都杉並区和泉３丁目48―17―201
債務者　田村　恭敏
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３５３号
東京都小平市上水本町６丁目15―15　コーポ金井北棟１－西
債務者　齊藤　一典
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３８７号
神奈川県川崎市高津区末長796―101
債務者　冨吉　孝子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３９２号
東京都八王子市平町272―１－Ａ―101
債務者　荒川美恵子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３９３号
東京都杉並区善福寺３丁目33―13
債務者　青木　宣忠
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部